

国立大学法人東京農工大学組織運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学組織運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>第2章 組織 (本部) 第2条 本学の主たる事務所（以下「本部」という。）を、東京都府中市に置く。 <u>2 本部に、事務組織を置く。</u> <u>3 事務組織について必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>第3条 <u>削除</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第2章 組織 (本部) 第2条 (略) (削る) (削る) <u>(事務局)</u> 第3条 本学に、事務局を置き、事務局に事務組織を置く。 <u>2 事務局に置く事務組織について必要な事項は、別に定める。</u> <u>(その他の事務組織)</u> 第3条の2 本学に、事務局に属しない事務組織（以下「その他の事務組織」という。）を置くことができる。 <u>2 その他の事務組織について必要な事項は、別に定める。</u></p>	

附 則 (24 経教規則第3号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。